

(4) 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-4表に定める方法によること。(第4-7図参照)

第4-4表

区分	算定方法
(5)項イ	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>1 従業者の数</p> <p>2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数</p> <p>(1) 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数</p> <p>(2) 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6㎡(簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡)で除して得た数</p> <p>3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数</p> <p>(1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>(2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数</p>

イ 「ベッドの数」は、ダブルベッド及び二段ベッドについては、2人とすること。

ウ 和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際に生じる1未満のはしたの数は切り上げるものであること。

エ 和式の宿泊室の前室部分(畳の部分に限る。カにおいて同じ。)は、宿泊室の一部として取り扱うこと。

ただし、押入れ、床の間、浴室及び便所は、この限りでない。

オ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

カ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分(前室部分を含む。)とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。

ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなもの、この限りでない。

キ 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人として算定すること。

ク 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も利用する次の部分をいうものであること。

(ア) 宴会場等の部分

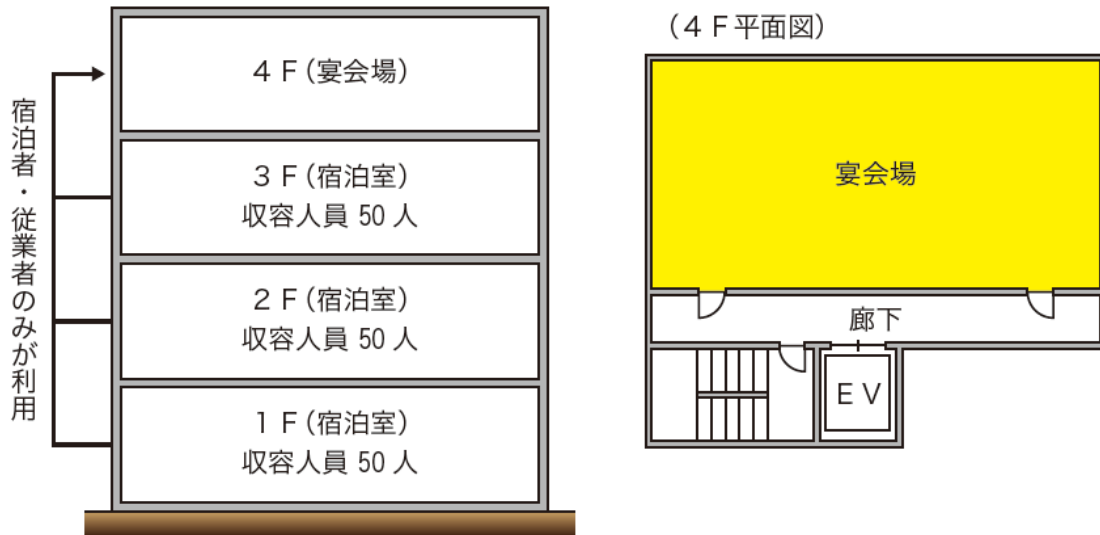
(イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する部分

(ウ) いす席を設けたロビー等の部分(通路の用に供する部分を除く。)

(エ) 前(ア)から(ウ)までに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

ケ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第8条の規定の適用については、当該部分の階収容人員は算定しないことができる。

ただし、政令第24条及び政令第25条の規定の適用にあたっては、当該部分の階収容人員を算定するものとする。 (第4-6図参照)

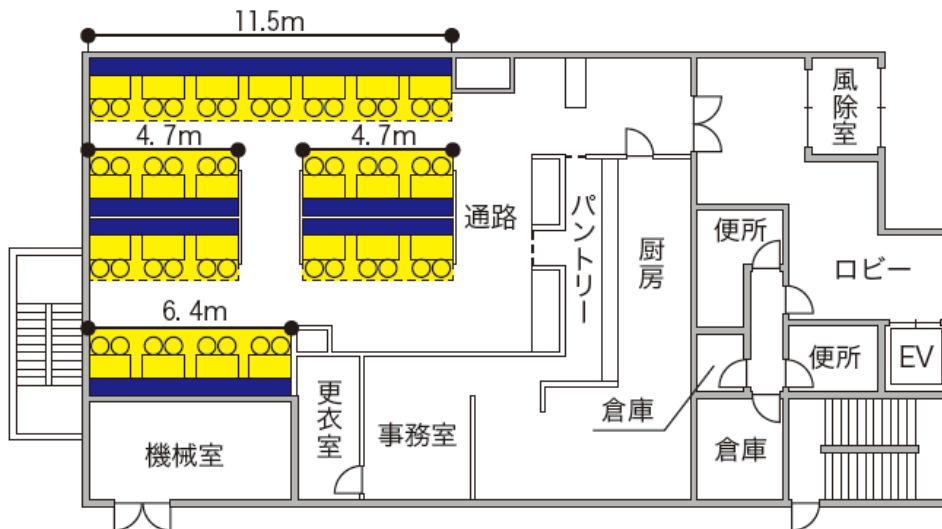


- ① 法第8条の適用に係る収容人員：150人
- ② 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数に、①で求められた収容人員を合算した数により、政令第24条の規定を適用する。
- ③ 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数により、政令第25条の規定を適用する。

第4-6図

(ホテルの算定方法例)

(1階)



○従業者の数：6人

○飲食の用に供する部分

固定式のいす席（長いす）

$$\cdot 11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23\text{人} \quad \cdot 6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12\text{人} \quad \cdot 4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9\text{人} \times 4 = 36\text{人}$$

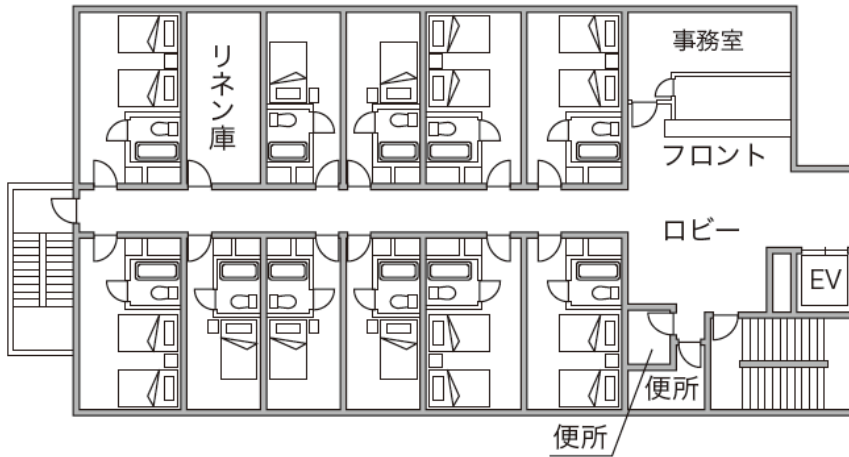
その他の部分

$$\cdot (17\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 4\text{カ所}) \doteq 5\text{人} + 3\text{人} + 2\text{人} \times 4\text{カ所} = 16\text{人}$$

1階 階収容人員：93人

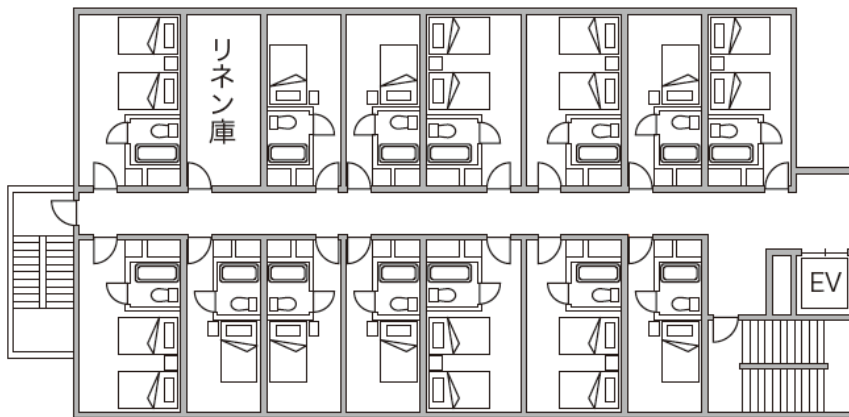
第4 収容人員の算定

(2階)



- 従業者の数：3人
- 洋式の宿泊室  
ベッドの数：17→17人
- 2階 階収容人員：20人

(3階～7階)



- 従業者の数：0人
- 洋式の宿泊室  
ベッドの数：21→21人
- 階収容人員：21人×5=105人
- 棟収容人員：218人

第4-7図

(5) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-5表に定める方法によること。

第4-5表

区分	算定方法
(5)項口	居住者の数により算定する。

イ 「居住者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいうものであること。

ウ 入居前の寄宿舍、下宿又は共同住宅における居住者の数は、第4-6表の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定すること。

ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該居住者の数とすることができる。

なお、いずれの場合においても竣工後は、実態に即して見直しを行なうこと。

第4-6表

住戸の間取り	1K・1DK・1LDK	2K・2DK・2LDK	3K以上
居住者の数	2人	3. 5人	4人